

令和3年度 第3回庁議 次第

日時：令和3年6月7日（月）

13：15～13：45

場所：6階第1・第2特別会議室

付議事項

1 審議事項

- (1) 令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）
提出予定議案について

【資料】

- 資料1 令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）提出予定議案一覧表等
- 資料2 令和3年第4回沖縄県議会（6月定例会）乙号議案説明資料
- 資料3 令和3年度一般会計補正予算（第9号）（案）説明資料
- 資料4 令和3年度病院事業会計補正予算（案）説明資料

令和3年度 第3回庁議 出席者名簿

日時:令和3年6月7日(月) 13:15~13:45

場所:6階第1・第2特別会議室

NO.	部局名	代理等	職名	氏名
1			知事	玉城 デニー
2			副知事	謝花 喜一郎
3			副知事	照屋 義実
4			政策調整監	島袋 芳敬
5	企業局		企業局長	棚原 憲実
6	病院事業局		病院事業局長	我那覇 仁
7	教育庁		教育長	金城 弘昌
8	警察本部		警察本部長	日下 真一
9	知事公室		知事公室長	金城 賢
10	総務部	代理	財政統括監	平田 正志
11	企画部		企画部長	宮城 力
12	環境部		環境部長	松田 了
13	子ども生活福祉部		子ども生活福祉部長	名渡山 晶子
14	保健医療部		保健医療部長	大城 玲子
15	農林水産部		農林水産部長	崎原 盛光
16	商工労働部		商工労働部長	嘉数 登
17	文化観光スポーツ部		文化観光スポーツ部長	宮城 嗣吉
18	土木建築部		土木建築部長	島袋 善明

令和3年第4回沖縄県議会

(6月定例会)

提出予定議案一覧表等

沖 縄 県

令和3年第4回沖縄県議会(6月定例会)

(部 局 別)

区 分 部 局	議 案 区 分					合 計 (件)	備 考
	予 算 (件)	条 例 (件)	議 決 (件)	同 意 (件)	承 認 (件)		
総務部	1 (1)	3		2	1 (1)	7 (2)	
子ども生活福祉部		2				2	
農林水産部		1				1	
商工労働部		1				1	
土木建築部			1			1	
病院事業局	1 (1)					1 (1)	
教育委員会			1			1	
公安委員会			1			1	
合 計	2 (2)	7	3	2	1 (1)	15 (3)	

※ ()内は先議案件であり、内数。

令和3年第4回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	備考
甲 1	予算	令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第9号)	総務部	先議
甲 2	予算	令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算(第1号)	病院事業局	先議
乙 1	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 2	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 3	条例	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	総務部	
乙 4	条例	沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	
乙 5	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	
乙 6	条例	沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例	農林水産部	
乙 7	条例	おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例	商工労働部	
乙 8	議決	財産の取得について(タブレット端末及び充電用保管庫)	教育庁	
乙 9	議決	訴えの提起について	土木建築部	
乙 10	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	
乙 11	同意	沖縄県収用委員会委員の任命について	総務部	
乙 12	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	
乙 13	承認	専決処分の承認について(令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第8号))	総務部	先議

令和3年第4回沖縄県議会

(6月定例会)

議案説明資料

令和3年第4回沖縄県議会(6月定例会)

提出予定議案一覧表				
番号	区分	議案名	部局	頁
乙 1	条例	沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	総務部	1
乙 2	条例	沖縄県税条例の一部を改正する条例	総務部	2
乙 3	条例	沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	総務部	3
乙 4	条例	沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	4
乙 5	条例	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	子ども生活福祉部	5
乙 6	条例	沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例	農林水産部	6
乙 7	条例	おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例	商工労働部	7
乙 8	議決	財産の取得について(タブレット端末及び充電用保管庫)	教育庁	8
乙 9	議決	訴えの提起について	土木建築部	9
乙 10	議決	車両損傷事故に関する和解等について	公安委員会	10
乙 11	同意	沖縄県収用委員会委員の任命について	総務部	11
乙 12	同意	沖縄県公安委員会委員の任命について	総務部	12
乙 13	承認	専決処分の承認について(令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第8号))	総務部	13

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第1号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査に係る手数料等の徴収根拠を定める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 手数料の新設
- 2 既存の手数料の額の改定
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 条例の施行期日

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和3年8月1日）

- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

1. 手数料の新設

手数料の名称	内容
医薬品、医薬部外品又は化粧品の保管のみを行う製造所登録申請手数料 等	医薬品等の保管のみを行う製造所については、これまで個別に製造業許可の取得が求められていたが、法改正により一連の生産・流通過程における保管のみを行う製造所等については、製造業許可を不要とし、登録で足りるとする措置が新設されることから、登録審査手数料等について徴収規定を定める。

2. 既存の手数料の額の改定

手数料の名称	内容
医薬品又は医薬部外品の承認申請時適合性調査申請手数料 等	医薬品等の製造・品質管理の基準に関する省令の改正による審査項目の増加に伴い審査時間が増大する等により、手数料の適正化を図る。

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例

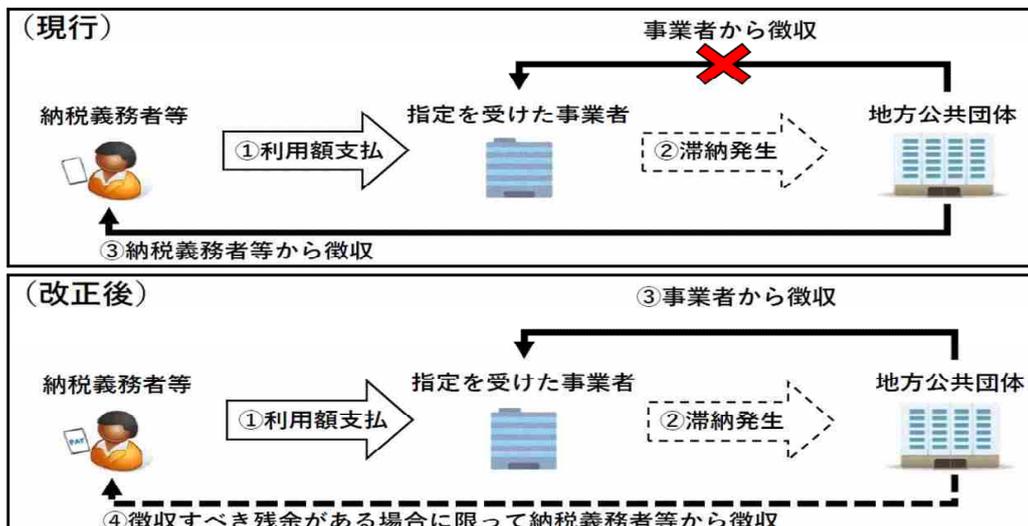
【議案提出の理由】

地方税法の一部が改正されたことに伴い、指定納付受託者が納税義務者等から徴収金の納付又は納入の委託を受けた場合の徴収の特例を定めるとともに、軽油引取税に係る申請書等における押印を求めないこととする見直しを行う等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 指定代理納付者が納付すべき徴収金を期日までに完納しない場合には、納税義務者等から徴収することとされていたが、指定納付受託者制度においては、当該指定納付受託者から徴収することとする措置を講ずる。
- 2 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、納税義務者が投資一任契約に基づき金融商品取扱業者等に支払うべき特定費用がある場合には、当該金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないこととする。
- 3 電気供給業の新たな事業類型として創設される特定卸供給事業に係る法人の事業税について、資本金の額等が1億円を超える普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金の額等が1億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課すこととするとともに、これに対する法人の事業税の税率を定める。
- 4 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者において、備付け及び保存が義務付けられている帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存等について、知事の承認を不要とする。
- 5 県民（個人及び事業者）の利便性向上及び負担軽減並びに業務の効率化を図るため、軽油引取税に係る申請書等における押印を求めないこととした。
- 6 その他所要の改正を行う。
- 7 この条例は、5については公布の日、2及び4については令和4年1月1日、1及び6については令和4年1月4日、3については令和4年4月1日から施行する。
- 8 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】 議案の概要1に係るイメージ



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第3号議案 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、適用期限を令和6年3月31日まで延長する等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 関係法令の失効及び制定に伴い、用語の規定を整理する。
- 2 過疎地域等における事業税等に係る課税免除の適用について、対象業種に情報サービス業等を追加し、取得価額要件を資本金等の規模に応じて500万円以上まで引き下げ、対象となる設備投資を拡充し、適用期限を令和6年3月31日まで延長する。
- 3 関係法令の失効及び制定に伴い、対象区域等について整理する。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用する。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

1 現行制度

- (1) 過疎地域内において、製造業、旅館業若しくは農林水産物等販売業の用に供する一定の資産を取得した場合に、事業税、不動産取得税若しくは固定資産税の課税免除を行う。
- (2) 過疎地域内において、畜産業又は水産業を行う個人で、一定の要件を満たす場合に、個人事業税の課税免除を行う。
- (3) (1)及び(2)について、県税の減収の75%は地方交付税により国から補填される。

2 改正内容

項目	改正内容
(1) 対象業種 (現行) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等（「情報サービス業等」）を追加
(2) 取得価額要件 (現行) 2,700万円超	資本金の規模に応じ、500万円以上まで引下げ
(3) 対象となる設備投資 (現行) 新設、増設のみ	取得又は製作若しくは建設
(4) 適用期間 (現行) 令和3年3月31日まで	3年間延長（令和6年3月31日まで）

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第4号議案 沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、救護施設等の運営に関する基準を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 救護施設等は、職場におけるハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じなければならないこととする。
- 2 救護施設等は、感染症や災害の発生時における業務継続計画を策定するとともに、必要な研修、訓練等を実施しなければならないこととする。
- 3 救護施設等は、非常災害に備えるための避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。
- 4 救護施設等は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理等の措置を講じなければならないこととする。
- 5 その他所要の改正を行う。
- 6 条例の施行期日：令和3年8月1日から施行
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定める。

【説明】

（**施救護施設等の設備、及び更生施設に、授産施設及び宿所提供**）
省令の改正



基準省令改正に伴い本条例の一部を改正
（主な改正概要）

- ①適切なハラスメント対策
- ②感染症や災害の発生時における業務継続計画の策定等
- ③非常対応時における地域住民との連携
- ④感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止
- ⑤その他所要の改正

（経過措置）

- ②及び④については令和6年3月31日までの間、努力義務とする経過措置を設ける。

（**例**）**沖縄県保護施設等の設備及び運営に関する条例（本条**

【R3. 8. 1施行】

【R3. 8. 1施行】

提出議案の概要

【子ども生活福祉部】

【議案名】

乙第5号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の人員及び運営に関する基準等を改める等の必要がある。

【議案の概要】

1 次の条例について、人員及び運営に関する基準等の一部を改める。

- (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 沖縄県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- (5) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (6) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (7) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (8) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (9) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (10) 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (11) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

2 条例の施行期日：公布の日から施行

【説明】

設の障
備法害
及律者
びにの
運基日
営づく常
にく生
関活及
する指
る定生
基障及
準害社
等福会
の祉生
一サ活
部スを
改の総
正合的
（省に
令）支
援す
るた
め

【R3.7.1施行】



基準省令改正に伴い11件の条例を一括改正 (主な改正概要)

- ①諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることとする。
- ②利用者等への説明、同意等のうち、書面で行うものについて、電磁的方法によることができることとする。
- ③その他所要の改正

を沖
定縄
め県
る児
条童
例福
等祉
の施
一設
部の
を設
改備
正及
すび
る運
条営
例に
（関
本す
条る
例基
）準

【公布の日施行】

提出議案の概要

【農林水産部】

【議案名】

乙第6号議案 沖縄県中山間地域ふるさと農村活性化基金条例の一部を改正する条例

【議案提出の理由】

過疎地域自立促進特別措置法が失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、中山間地域等の定義を改める等の必要がある。

【議案の概要】

- 1 中山間地域等について、過疎地域の定義を改め、及び棚田地域等に係る規定を整備する。
- 2 旧過疎法の過疎地域の市町村のうち新過疎法の過疎地域に該当しない市町村について中山間地域等の特例を定める。
- 3 その他所要の改正を行う。
- 4 条例の施行期日：公布の日から施行

【説明】

1. 中山間地域等の定義について

(1)過疎法改正に伴い、過疎地域の定義を改める。

改正前 過疎地域自立促進特別措置法	改正後 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
----------------------	-------------------------------

(2)条例上、事業対象地域について、棚田地域等(※)を明確化して規定する。

※棚田地域等：傾斜地に階段状に設けられた一団の農地を含む一定の地域であって、勾配が20分の1以上の土地にある農地の面積が、当該地域の農地の面積の2分の1以上を占める地域。

2. 中山間地域等の特例について

新過疎法の過疎地域に該当しない市町村について中山間地域の特例を定める。

→北大東村及び竹富町については、特定市町村として引き続き事業対象地域となる。

改正前(第1条)	改正後(第1条、第2条及び附則第2項)
○過疎市町村(17町村) 粟国村、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、国頭村、久米島町、座間味村、多良間村、渡嘉敷村、渡名喜村、東村、南大東村、北大東村、本部町、竹富町、与那国町	○全部過疎市町村(15町村) 粟国村、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、国頭村、久米島町、座間味村、多良間村、渡嘉敷村、渡名喜村、東村、南大東村、本部町、与那国町
○みなし過疎市町村(1市) 宮古島市	○特定市町村(2町村) 北大東村、竹富町
	○みなし過疎市町村(1市) 宮古島市

※条例改正による基金事業への影響：なし

提出議案の概要

【商工労働部】

【議案名】

乙第7号議案 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

【議案提出の理由】

工芸産業を担う人材の支援及び工芸品についての情報の発信並びに工芸品の作り手と使い手との交流の促進により、工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜を公の施設として設置するとともに、その管理に関し必要な事項を定める必要がある。

【議案の概要】

- 1 本県工芸産業の振興発展のため、インキュベーションのための貸し工房、機器利用が可能な共同工房、工芸体験を提供する体験工房、沖縄の工芸品などを展示する展示室などの機能を備えた「おきなわ工芸の杜」を設置する。
- 2 おきなわ工芸の杜の管理運営は、指定管理者制度及び利用料金制度を導入する。施設の維持管理業務等を指定管理者に行わせ、利用料は指定管理者の収入とする。
- 3 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【説明】

基本情報
◆ 所在地: 豊見城市字豊見城西原1114番地1他7筆 (豊見城城址公園跡地内)
◆ 敷地面積: 約9,788㎡
◆ 延床面積: 約9,162㎡ (内駐車場 約2,268㎡)
◆ 建物構造: 鉄筋コンクリート造り
◆ 建物階数: 3階建
◆ 主要用途: 工芸産業の人材育成、商品開発、情報発信
◆ 開館時期: 令和4年3月(予定)
◆ 休館日: 月曜日
◆ 開館時間: 9:00~18:00
◆ (イベント等開催時は柔軟に対応)



名称	利用内容、目的等
共同工房	人材育成研修の他、貸し工房入居者や工芸従事者の機器利用等
貸し工房	工芸従事者の起業を支援するインキュベートルーム
体験工房	県民や観光客など一般の来館者が工芸の製作体験を行うスペース
エントランスホール	マルチビジョンやタブレットで、施設の構成や活動、沖縄工芸の紹介
多目的室	セミナー、講演会、会議、展示・販売会等
展示室	沖縄の工芸品を一同に集めた常設展と、企画展示のスペース
カフェ・販売所	入居者や来館者が集うカフェと、工芸品の販売所
工芸振興センター (行政施設)	技術指導、技術研修、試験研究、デザイン支援

提出議案の概要

【教育庁】

【議案名】

乙第8号議案 財産の取得について（タブレット端末及び充電用保管庫）

【議案提出の理由】

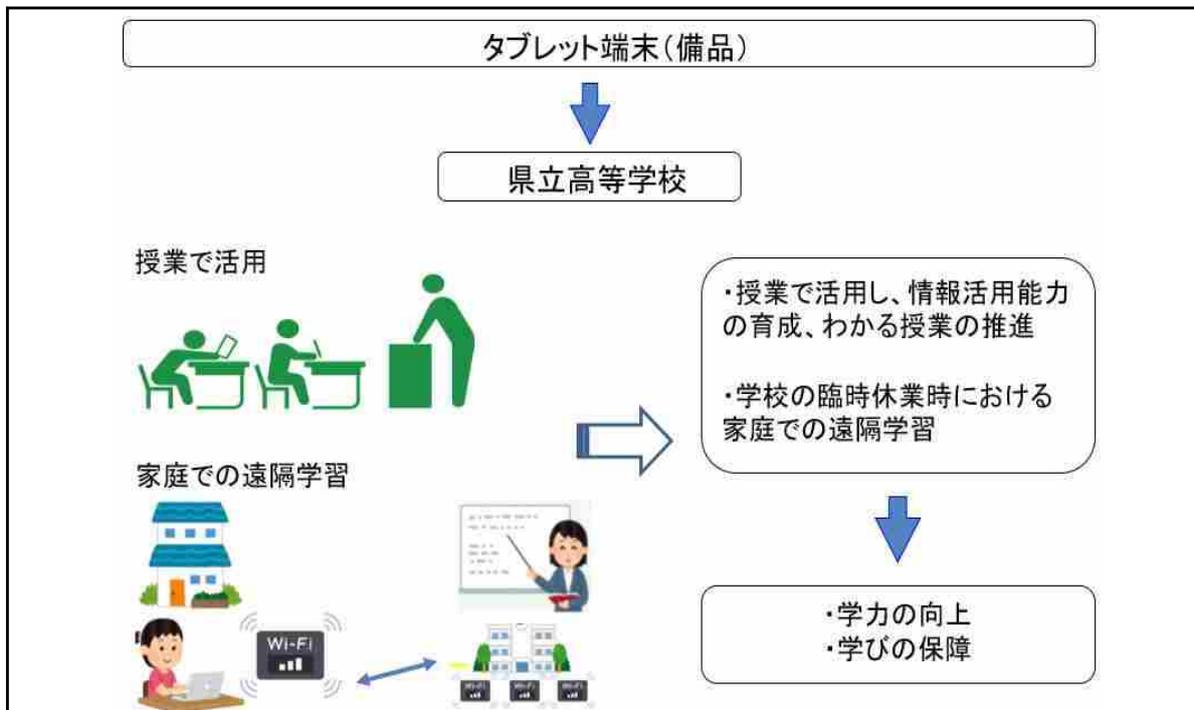
県立高等学校に整備するタブレット端末及び充電用保管庫の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 品名 | タブレット端末及び充電用保管庫 |
| 2 | 数量 | タブレット端末10,650台、充電保管庫254台 |
| 3 | 契約予定金額 | 395,450,000円（内消費税35,950,000円） |
| 4 | 契約の相手方 | 浦添市城間四丁目35番1号
西日本電信電話株式会社沖縄支店 支店長 畔上修一 |

【説明】

低所得世帯の高校生に対する貸与等を目的として、タブレット端末10,650台及び充電保管庫254台を購入整備する。



提出議案の概要

【土木建築部】

【議案名】

乙第9号議案 訴えの提起について

【議案提出の理由】

建物明渡等請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者に対して、家賃の納入又は県営住宅の明渡しを再三にわたり請求してきたが、当該入居者がこれに応じないため、訴えを次のように提起することについて、議会の議決を求めるものである。

【説明】

- 1 被告 長期滞納者2人（事件数2件）
- 2 請求の趣旨として、次の判決及び仮執行の宣言を求める。
 - (1) 入居している県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 未納の家賃及び損害賠償金を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- 3 訴訟遂行の方針として必要がある場合は、上訴し、又は和解するものとする。

【根拠法令】

- 1 地方自治法第96条第1項第12号
- 2 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第18条第1項並びに第42条第1項第2号及び第4項

提出議案の概要

【公安委員会】

【議案名】

乙第10号議案 車両損傷事故に関する和解等について

【議案提出の理由】

車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

【議案の概要】

- 1 令和2年12月25日午後0時3分頃、北谷町字宮城1番地37サンエー北谷はまがわ店駐車場において、職員が駐車した公用車の後部座席にある荷物を取り出すために開けたドアが、風にあおられ、当該公用車の隣に駐車していた車両の右ドアに接触した。
- 2 県は、本件事故について過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金の額として74,000円を、県が相手方に支払うことを内容とする和解をする必要がある。

【説明】

- 1 事故発生日時
令和2年12月25日午後0時3分頃
- 2 事故発生場所
北谷町字宮城1番地37サンエー北谷はまがわ店駐車場
- 3 事故発生状況
事件捜査に従事中の職員が、公用車の左後部座席ドアを開けて、両手でかばんを取り出そうとしていたところ、同ドアが風にあおられて開き、左隣に駐車していた車両の右後部座席ドアに接触し、損傷させた。
- 4 損害賠償額
74,000円
- 5 写真
(1) 損傷した右後部座席ドア (2) 損傷箇所



提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第11号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

収用委員会委員2人が令和3年7月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、土地収用法第52条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

収用委員会委員は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

【説明】

1 沖縄県収用委員会の役割

収用委員会は、起業者（公共事業の施行者）の裁決申請に対して、収用又は使用の裁決を行うことを主たる任務とする行政機関である。

起業者から裁決申請があった場合、審理や調査、鑑定等の手続を経て、収用又は使用する土地の範囲、補償金の額等について裁決する。

2 沖縄県収用委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
赤嶺 真也（会長）	R01.07.25 ～ R04.07.24	
野崎 聖子（会長代理）	R01.07.25 ～ R04.07.24	
古堅 豊（会長代理）	R02.07.29 ～ R05.07.28	
平良 卓也	H30.08.01 ～ R03.07.31	任期満了
宇久 信正	H30.08.01 ～ R03.07.31	任期満了
比嘉 正茂	H30.10.27 ～ R03.10.26	
高良 祐之	R02.07.29 ～ R05.07.28	
高橋 大地（予備委員）	R01.07.25 ～ R04.07.24	
大城 直哉（予備委員）	H30.10.27 ～ R03.10.26	

3 委員の活動状況について（令和2年度）

- (1) 定例会・・・・・・・・・・ 12回
- (2) 臨時会・・・・・・・・・・ 1回
- (3) 公開審理・・・・・・・・・・ 8回
- (4) 現地調査・・・・・・・・・・ 5回
- (5) その他・・・・・・・・・・ 39回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第12号議案 沖縄県公安委員会委員の任命について

【議案提出の理由】

公安委員会委員1人が令和3年7月31日に任期満了するので、その後任を任命するため、警察法第39条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

【議案の概要】

公安委員会委員は、警察法第39条第1項の規定により、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て任命する。

【説明】

1 沖縄県公安委員会の役割

公安委員会は、警察の民主的運営と政治的中立性を確保するため、委員3人により構成されており、警察を管理し、また、法律の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。

公安委員会の事務は警察の管理のほか、法令の規定に基づいて、自動車運転免許や風俗営業に関する行政処分、銃砲刀剣類所持等の許可やその取消し、交通規制、ストーカーに対する禁止命令等がある。

2 沖縄県公安委員会委員について（現行）

氏名	発令期間	備考
與儀 弘子（委員長）	H30.08.01 ～ R03.07.31	任期満了
知念 公男	R01.07.25 ～ R04.07.24	
阿波連 光	R02.07.29 ～ R05.07.28	

3 委員の活動状況について（令和2年度）

- (1) 定例会・・・32回
- (2) 県議会出席・・・4回
- (3) 式典参加・・・2回
- (4) 県外出張・・・0回
- (5) その他・・・11回

提出議案の概要

【総務部】

【議案名】

乙第13号議案 専決処分の承認について(令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第8号))

【議案提出の理由】

新型コロナウイルス感染症対応により、早急に予算補正する必要があったため、令和3年6月4日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことから、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要がある。

【議案の概要】

専決処分した令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第8号)の内容は、県の発出した休業要請への協力事業者に対する感染拡大防止協力金に要する経費である。

【説明】

(単位：千円)

(1) 歳入			
既決予算額	867,986,970		
今回補正額	2,449,081		
		(内訳)	
		国庫支出金	1,440,636
		繰入金	1,008,445
改予算額	870,436,051		
(2) 歳出			
既決予算額	867,986,970		
今回補正額	2,449,081		
		(内訳)	
		その他の経費	2,449,081
		物件費	48,021
		補助費等	2,401,060
改予算額	870,436,051		

令和 3 年度 一般会計補正予算（第 9 号）（案） 説明資料

1	一般会計補正予算（第 9 号）（案）の概要……………	1 頁
2	歳入歳出総括……………	2 頁
3	歳入歳出財源内訳……………	3 頁
4	部局別総括……………	4 頁
5	補正予算事業……………	5 頁
6	債務負担行為補正一覧……………	9 頁

令和 3 年 6 月
総務部財政課

一般会計補正予算(第9号)(案)の概要

1 補正予算の考え方

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について、補正予算を編成する。

2 補正予算(案)の概要

(単位:千円)

区 分	補 正 額	備 考
【一般会計】	29,922,634	
1 新型コロナウイルス感染症対策	29,922,634	

歳入歳出総括

(単位：千円)

(1) 歳入

既決予算額 870,436,051

今回補正額 29,922,634

(内 訳)

国庫支出金	27,852,493
繰入金	1,597,691
諸収入	472,450

改予算額 900,358,685

(2) 歳出

既決予算額 870,436,051

今回補正額 29,922,634

(内 訳)

義務的経費	1,328,569
人件費	5,369
扶助費	1,323,200
その他の経費	28,594,065
物件費	7,616,350
補助費等	20,977,715

改予算額 900,358,685

歳入歳出財源内訳

(単位：千円)

区 分	補 正 額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	県 債	その他の 特定財源	一般財源
(歳 入)					
国庫支出金	27,852,493	27,852,493			
繰入金	1,597,691			52,612	1,545,079
諸収入	472,450			472,450	
歳入合計	29,922,634	27,852,493		525,062	1,545,079
(歳 出)					
義務的経費	1,328,569	860,113			468,456
人件費	5,369	5,369			
扶助費	1,323,200	854,744			468,456
その他の経費	28,594,065	26,992,380		525,062	1,076,623
物件費	7,616,350	6,067,277		472,450	1,076,623
補助費等	20,977,715	20,925,103		52,612	
歳出合計	29,922,634	27,852,493		525,062	1,545,079

【参考】令和3年度末 主要基金残高 見込額 (単位：千円)

	補正前 見込額 a	補正による取崩・積立		補正後 見込額 d(a-b+c)
		取崩 b	積立 c	
財政調整基金	2,107,918	1,545,079	0	562,839
減債基金	11,027,078	0	0	11,027,078
2基金合計	13,134,996	1,545,079	0	11,589,917
県有施設整備基金	22,492,965	0	0	22,492,965
3基金合計	35,627,961	1,545,079	0	34,082,882

部 局 別 総 括

【一般会計】

(単位:千円)

部 局 名	既決予算額	補正額	左 の 財 源 内 訳			
			国 庫	県 債	特 財	一 財
子ども生活福祉部	103,603,591	52,612			52,612	
保健医療部	80,121,677	22,557,119	20,539,590		472,450	1,545,079
商工労働部	131,202,114	63,090	63,090			
文化観光スポーツ部	10,925,063	7,249,813	7,249,813			
合 計	870,436,051	29,922,634	27,852,493		525,062	1,545,079

※一般会計補正予算(第9号)の計上がある部局のみ掲載

一般会計補正予算（第9号）事業

（単位：千円）

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
1	新型コロナウイルス感染症対策事業（高齢者福祉）	52,612	<p>介護サービス施設・事業所等において、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合に必要な経費の補助に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 29,729千円 → 補正後 82,341千円</p> <p>【内訳】 補助金：52,612千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した施設・事業所において、施設の消毒や人員確保などといったサービス継続に必要な経費、感染者が発生した施設・事業所からの利用者受け入れや当該施設等への応援職員の派遣等に必要な経費を補助する。</p>	子ども生活福祉部
2	新型コロナウイルス感染症相談体制強化事業	46,244	<p>新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの設置に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 132,873千円 → 補正後 179,117千円</p> <p>【内訳】 委託料：46,244千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターについて、現在と同規模回線（昼間10回線、夜間3回線）を維持しつつ、7月以降も継続して実施する。</p>	保健医療部
3	新型コロナウイルス感染症検査体制確保事業	649,242	<p>新型コロナウイルス感染症の検査体制の確保に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 533,305千円 → 補正後 1,182,547千円</p> <p>【内訳】 補助金：86,080千円、扶助費：563,162千円</p> <p>【内容】 検査機関の検査体制の強化を図るため検査機器の購入費を補助するとともに、感染拡大に伴いPCR検査の保険診療に係る公費負担が不足するため増額補正する。</p>	保健医療部
4	新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業	1,803,369	<p>エッセンシャルワーカー（介護、障害、保育施設）に対する定期的なPCR検査、及び希望する県民が安価にPCR検査をするための検査機関への支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,397,773千円 → 補正後 3,201,142千円</p> <p>【内訳】 委託料：1,698,050千円、補助金：105,319千円</p> <p>【内容】 エッセンシャルワーカーに対する定期的なPCR検査及び希望者PCR検査に係る検査機関に対する支援について、7月以降も継続して実施する。</p>	保健医療部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
5	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業	2,137,101	<p>新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の設備整備に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 2,137,101千円</p> <p>【内訳】 補助金：2,137,101千円</p> <p>【内容】 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関において必要な機器（人工呼吸器、ECMO、CT撮影装置、超音波画像診断装置等）を整備するための費用を補助する。</p>	保健医療部
6	新型コロナウイルス感染症受入病床確保事業	9,850,053	<p>新型コロナウイルス感染症患者等の受け入れのため、医療機関が空床とした病床に対する支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 5,149,947千円 → 補正後 15,000,000千円</p> <p>【内訳】 補助金：9,850,053千円</p> <p>【内容】 感染拡大に伴い医療機関による病床確保（空床とした病床）に対する補助金が不足するため増額補正する。</p>	保健医療部
7	新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設運営事業	5,764,414	<p>新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症者等が療養するための宿泊施設の運営に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 1,783,322千円 → 補正後 7,547,736千円</p> <p>【内訳】 報償費：114,263千円、旅費：28,794千円、需用費：80,140千円 役務費：810千円、委託料：5,526,429千円 使用料及び賃借料：1,440千円、扶助費：12,538千円</p> <p>【内容】 今後の感染拡大を見据え、新規の宿泊療養施設を確保するとともに、10月以降についても既存の宿泊療養施設を確保するために増額補正する。</p>	保健医療部
8	新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援事業	44,581	<p>新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養者の支援に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 21,086千円 → 補正後 65,667千円</p> <p>【内訳】 報償費：22,781千円、旅費：1,354千円、需用費：11,513千円 役務費：5,627千円、委託料：3,306千円</p> <p>【内容】 感染拡大に伴い自宅療養者に対する支援（看護師による電話相談、パルスオキシメーターの貸与、配食サービス等）を行うため増額補正する。</p>	保健医療部
9	新型コロナウイルス感染症医療機関協力金交付事業	1,514,342	<p>新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関に対する協力金に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 703,612千円 → 補正後 2,217,954千円</p> <p>【内訳】 報償費：1,514,342千円</p> <p>【内容】 感染拡大に伴い医療機関に対する協力金が不足するため増額補正する。</p>	保健医療部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
10	新型コロナウイルス感染症入院医療費事業	747,773	<p>新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 138,840千円 → 補正後 886,613千円</p> <p>【内訳】 委託料：273千円、扶助費：747,500千円</p> <p>【内容】 感染拡大に伴い入院患者の入院医療費に係る公費負担が不足するため増額補正する。</p>	保健医療部
11	沖縄県雇用継続助成金事業	53,192	<p>沖縄県雇用継続助成金（雇用調整助成金への上乗せ助成金）に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 460,000千円 → 補正後 513,192千円</p> <p>【内訳】 補助金：53,192千円</p> <p>【内容】 国の雇用調整助成金の支給を受けた事業主を対象に、上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。 国の制度改正に伴い、支給対象に変動があること等により増額補正する。</p>	商工労働部
12	おきなわ型伴走支援資金利子補給事業	9,898	<p>「新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金」の借入利息に対する補助に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 0千円 → 補正後 9,898千円</p> <p>【内訳】 報酬：1,295千円、職員手当等：241千円、共済費：273千円 旅費：189千円、使用料及び賃借料：100千円、補助金：7,800千円</p> <p>【内容】 経営行動計画を策定し、「新型コロナウイルス感染症対応伴走型支援資金」を借り入れて、金融機関と共に経営改善に取り組む事業者に対し、最大3年間の利息を補助することで、コロナ禍における中小企業の事業再構築を支援する。なお、令和4年度以降にかかる経費については債務負担行為（67,080千円）を設定する。</p>	商工労働部
13	旅行者検査実施支援事業	438,489	<p>那覇空港等におけるPCR検査等の実施に要する経費</p> <p>【予算】 補正前 157,312千円 → 補正後 595,801千円</p> <p>【内訳】 委託料：209,497千円、負担金：228,992千円</p> <p>【内容】 那覇空港及び本土からの直行便の就航する離島空港（宮古、下地島、新石垣、久米島）においてPCR検査等を実施するための体制を整備する</p> <p><検査体制> 那覇空港 PCR検査：令和3年2月～（最大300件/日） 抗原検査：令和3年7月開始予定（最大1,000件/日） 離島空港 PCR検査：令和3年6月～（最大10～60件/日）</p>	文化観光スポーツ部

(単位：千円)

番号	事業名	補正額	事業概要等	部局名
14	宿泊事業者感染症対策支援事業	6,811,324	<p>宿泊事業者における感染症対策の強化等に要する経費</p> <p>【予算】 補正前0千円 → 6,811,324千円</p> <p>【内訳】 報酬：2,570千円、職員手当等：360千円、共済費：630千円 旅費：888千円、需用費：1,174千円、役務費：117千円 使用料及び賃借料：405千円、補助金：6,805,180千円</p> <p>【内容】 宿泊事業者が感染拡大防止対策の強化等のための物品購入や前向き投資（CO2濃度計、換気機能付空調設備、非接触チェックインシステムの導入等）を実施する場合に、その一部を補助する</p> <p><対象> ・旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（想定約4,400施設）</p> <p><補助金> ・最大500万円/施設（感染防止等に要する経費の1/2）</p>	文化観光 スポーツ部

債務負担行為補正一覧

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
おきなわ型伴走支援資金利子補給金	令和4年度から 令和7年度まで	千円 67,080

令和3年度
病院事業会計
補正予算（案）説明資料

【甲第2号議案】

令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）（案）
の概要 1頁

令和3年6月
病院事業局

令和3年度沖縄県病院事業会計補正予算（第1号）（案）の概要

1 補正予算の考え方

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、治療等に必要な防護具等及びCT撮影装置等の医療機器を整備するため、補正予算を編成するものである。

2 補正予算（案）の概要

(1) 収益的収支予算の補正

（単位：千円）

項 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額
収 入	収益的収入 (A)	64,477,280	189,292	64,666,572
	医業外収益	11,584,735	189,292	11,774,027
支 出	収益的支出 (B)	66,880,031	172,285	67,052,316
	医業費用	64,731,119	172,285	64,903,404

○医業外収益の補正予定額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を財源としている。

○医業費用の補正予定額は、材料費の増加に伴うものである。

(2) 資本的収支予算の補正

（単位：千円）

項 目		既決予定額	補正予定額	補正後予定額
収 入	資本的収入 (A)	4,435,954	1,286,780	5,722,734
	他会計補助金	16,624	1,286,780	1,303,404
支 出	資本的支出 (B)	6,232,703	1,286,780	7,519,483
	建設改良費	2,507,353	1,286,780	3,794,133

○収入の補正予定額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を財源としている。

○支出の補正予定額は、CT撮影装置や超音波画像診断装置等の整備に伴うものである。